第2次和泉市生活排水対策推進計画

~いずみの清流いきいきプラン~

<中間見直し版>



平成30年8月 令和6年6月 一部改訂 和 泉 市

目 次

1.	河川等の汚濁の現状	
	①河川水質の現状	1
	②市街地水路等の水質の現状	5
	③水質汚濁負荷量の現状	6
2.	生活排水対策の推進の状況と課題	
	①生活排水処理の現状	7
	②生活排水処理人口	8
	③公共下水道の整備状況	g
	④合併処理浄化槽の設置状況	11
	⑤生活排水対策にかかる啓発活動	12
3.	今後の取組	
	①公共下水道の整備と水洗化促進	13
	②合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進	13
	③生活排水対策基本構想による生活排水処理施設の整備	13
	④生活排水対策にかかる啓発の推進	15
4.	推進計画の目標等	
	①生活排水対策の基本方針	17
	②目標水質	17
資	料	
只	和泉市生活排水対策推進協議会規則	19
	和泉市生活排水対策推進協議会委員名簿	21

1. 河川等の汚濁の現状

① 河川水質の現状

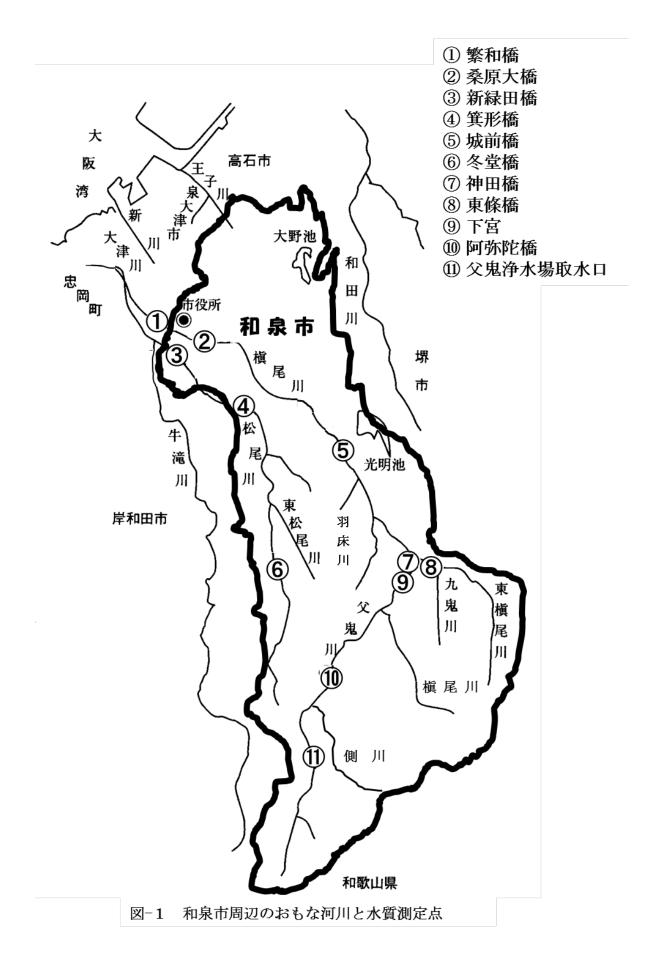
本市を流れる主要な河川としては、槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川があり、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は、上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流 して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は市内の西部を流れ下流にて 牛滝川に合流しています。(図-1)

本市の河川水質の現況としては、市内河川の7地点における代表的な水の汚れの指標であるBOD (生物化学的酸素要求量) *1 の経年変化の推移によると、水質は概ね横ばいからやや改善傾向で推移しております。 (表-1、図-2)

また、BODに係る環境基準達成状況から判断すると、山間部の上流域では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては居住人口の増加や河川の保水力の低下により、主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。(表-2)

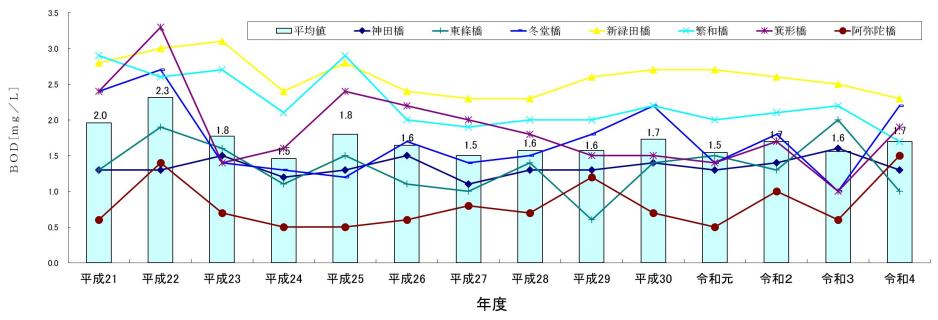
※1 BOD(生物化学的酸素要求量): BODとは、水中に含まれている有機物が微生物によって好気的に分解されるときに必要な酸素量を mg/L で表した値であり、河川の水質指標として用いられます。この値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示しています。



- 2 -

<u>[</u>]	单位	: r	ng,	/L

河川名	調査地点	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均値
八中川	阿弥陀橋	0.6	1.4	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	1.2	0.7	0.5	1.0	0.6	1.5	0.8
父鬼川	神田橋(府)	1.3	1.3	1.5	1.2	1.3	1.5	1.1	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.6	1.3	1.3
東槇尾川	東條橋(府)	1.3	1.9	1.6	1.1	1.5	1.1	1.0	1.4	0.9	1.4	1.5	1.3	2.0	1.0	1.4
槇尾川	繁和橋(府)	2.9	2.6	2.7	2.1	2.9	2.0	1.9	2.0	2.0	2.2	2.0	2.1	2.2	1.7	2.2
	冬堂橋	2.4	2.7	1.4	1.3	1.2	1.7	1.4	1.5	1.8	2.2	1.4	1.8	1.0	2.2	1.7
松尾川	箕形橋	2.4	3.3	1.4	1.6	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5	1.5	1.4	1.7	1.0	1.9	1.9
	新緑田橋(府)	2.8	3.0	3.1	2.4	2.8	2.4	2.2	2.3	2.6	2.7	2.7	2.6	2.5	2.3	2.6
平均	匀值	2.0	2.3	1.8	1.5	1.8	1.6	1.5	1.6	1.6	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.7



ည

図-2 市内河川水質の BOD 年平均値の推移

表-2 BOD に係る環境基準達成状況(令和4年度)

河川名	調査地点	類型*1	BOD 基準値	平均値 (mg/L)	7 5 %値 ^{※2} (mg/L)	m/n*3	評価**4	調査機関	
	父鬼浄水場取水口		2 mg/L以下	1.0	1.0	1/8	0	和泉市(上下水道部浄水課)	
父鬼川	阿弥陀橋	A		1.5	1.8	0/4	0	和泉市 (環境保全課)	
7,271	下宮	11		Z mg/ L ZA T	1. 1	1.6	0/8	0	和泉市 (上下水道部浄水課)
	神田橋			1.3	1.7	0/12	0	大 阪 府	
	城 前 橋	В			2.0	2.0	0/4	0	和泉市 (環境保全課)
槇尾川	桑原大橋		3 mg/L以下	2.3	2.0	1/4	0	和泉市 (環境保全課)	
	繁 和 橋			1.7	2.0	1/12	0	大 阪 府	
	冬堂橋			2.2	2. 5	0/4	0	和泉市 (環境保全課)	
松尾川	箕 形 橋	В	3 mg/L以下	3 mg/L以下	1.9	2.0	0/4	0	和 泉 市 (環境保全課)
	新緑田橋			2.3	2.4	1/12	0	大 阪 府	

(※1) 類型:利水目的に応じ、水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準値が具体的に示される。

(※2) 75%値:日間平均値の年間の75%値(データ数4の場合、小さい方から3番目の値)

(※3) n:総検体数 m:環境基準未達成の検体数

(※4) 評価:環境基準の達成状況 (75%値で評価:年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が 75%以上の場合をいう。)

類型	利用目的の適応性	BODの基準値
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/L 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下
В	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下
С	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/L 以下
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/L 以下
E	工業用水3級、環境保全	1 0 mg/L以下

(備考)

1. 基準値は、日間平均値とする

2. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

3. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4. 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

5. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

6. 環境保全:国民の目常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

② 市街地水路等の水質の現状

市街地などを流れる中小の水路は、旧来から主に農業用水路として利用されてきたもので、住宅開発などで生活排水が多く流れ込むことにより水質が悪化し、農業用水としての利用に支障が出たり、合流先の河川に対する水質汚染源となっています。

このため、比較的市街地を流れる水路(10 地点)において水質調査を実施し、状況把握をすると共に生活排水対策の基礎データとしています。

調査結果では、住宅からの生活排水の影響が顕著に表れており、BODやCOD(化学的酸素要求量)などの総合的な汚れの度合いを示す項目、全窒素や全りんなどの富栄養化を助長する項目、洗濯排水などの洗剤成分を示す項目などが河川水に比べて高くなっています。(表-3、図-3)

水質項目	市街地 水路等 最小値		最小値	最大値	市内 河川水 質	水路/河川
		平均値			平均値	比率
		(A)			(B)	(A/B)
ВОД	mg/L	2. 4	1. 5	3. 5	1. 9	1. 3
СОД	mg/L	5. 4	3. 6	7. 3	4. 2	1. 3
全窒素	mg/L	1. 7	0.9	3	1. 1	1. 6
全りん	mg/L	0.15	0.02	0.37	0.07	2. 3
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.03	< 0.01	0.09	0.01	1.8

表-3 市街地水路等の水質調査結果(令和4年度)

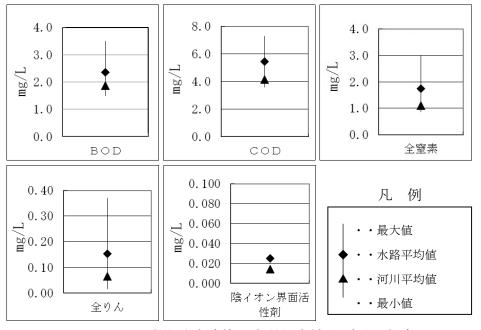


図-3 市街地水路等の水質調査結果(令和4年度)

③ 水質汚濁負荷量の現状

本市では、大津川水域(槇尾川・松尾川・牛滝川)へ流れ込むBOD汚濁負荷量を隔年ごとに調査しています。

汚濁負荷量は年々減少しているものの、調査結果(令和4年3月末)としては1日に 661.0 kgのBOD成分が大津川水域へと流れ込んでおり、そのうち生活系の負荷量が全体 の約70%を占め、このほとんどが一般家庭の台所・トイレ・風呂・洗濯などから発生する 生活排水による負荷量となっています。

平成24年3月末時点の負荷量と比較すると、322.1 kg/日(約30%)減少しています。 (図-4、表-4)

負荷量の減少要因の大部分が生活排水対策によるもので、下水道の整備、合併処理浄化 槽の設置及び家庭での生活排水対策の実践などが、負荷量減少に大きく寄与しているもの と考えられます。

年度 生活系 産業系 畜産系 土地系 合計 平成23 762.9 101.1 10.7 108.4 983.1 平成25 713.1 100.4 10.8 108.4 932.7 平成27 639.2 100.6 9.6 108.4 857.8 平成29 502.3 118.4 10 122.8 753.5 512.2 9.7 120.5 令和元 78.6 721.0 令和3 462.9 679 9.2 121.0 661.0

表-4 BOD汚濁負荷量の経年変化 [単位:kg/日]

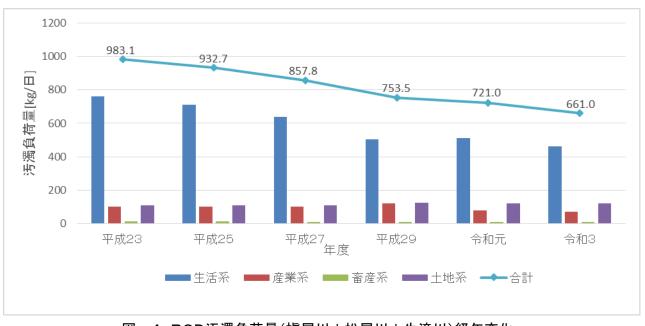


図-4 BOD汚濁負荷量(槇尾川+松尾川+牛滝川)経年変化

2. 生活排水対策の推進の状況と課題

① 生活排水処理の現状

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水^{※1}(台所、風呂、洗濯など)及びし尿は、下水道処理並びに合併処理浄化槽で処理され放流されています。一方、単独処理浄化槽やし 尿汲み取りの場合は、し尿は処理されるが生活雑排水が未処理のまま放流されています。 (図-5)

これが河川など公共用水域の水質汚濁の主な原因となっています。

※1 生活雑排水:生活雑排水とは、炊事、洗濯、入浴など日常生活に伴って排出される 汚水のことをいいます。また、これに、し尿(トイレ汚水)を併せたものを生活排 水といいます。

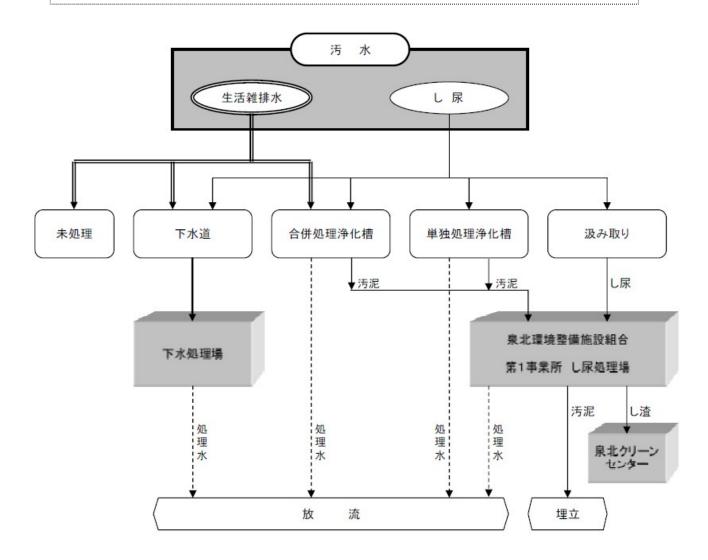


図-5 現状の生活排水処理フロー

② 生活排水処理人口

本市では、主に公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めています。 令和4年度末では、計画処理区域内人口183,214人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は160,914人であり、生活排水処理率は87.8%(水洗化・生活雑排水処理人口) /計画処理区域内人口×100)に達しています。(表-5、図-6)

表-5 生活排水処理形態別人口の推移

													[単位:人]
		年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4
Ē	十画処理区均	域内人口	187,334	187,108	187,279	187,166	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214
	水洗化・生	活雑排水処理人口	151,797	152,925	155,299	156,626	157,442	158,234	159,527	160,906	161,762	161,259	161,222	160,914
		公共下水道	137,876	139,059	141,648	143,005	143,791	144,548	145,978	147,286	148,185	148,036	147,994	147,894
		合併処理浄化槽	13,921	13,866	13,651	13,621	13,651	13,686	13,549	13,620	13,577	13,223	13,228	13,020
	水洗化·生 (単独処理	活雑排水未処理人口 浄化槽)	20,597	19,824	18,672	18,111	17,596	17,108	15,933	15,321	14,920	14,989	14,768	14,533
	非水洗化人	(II	14,940	14,359	13,308	12,429	11,563	11,028	10,476	9,663	9,108	8,565	8,195	7,767
i	十画処理区域	域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

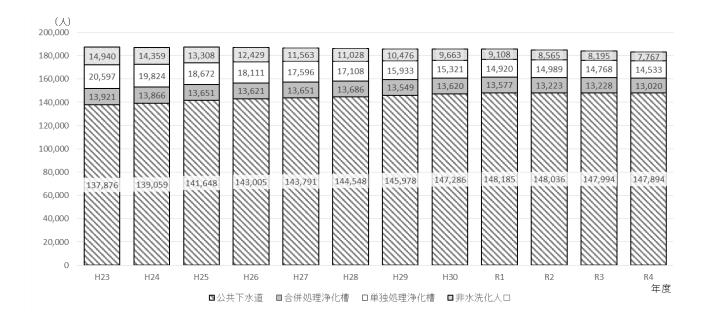


図-6 生活排水処理形態別人口の推移

③ 公共下水道の整備状況

本市では、公共下水道整備計画に基づき下水道の整備を進めており、令和4年度の下水道普及率^{※1}は90.1%、下水道水洗化率^{※2}は90.7%となっております。

 $(\boxtimes -7, \boxtimes -8)$

この公共下水道整備の進捗が、BOD汚濁負荷量の削減に大きく影響していることから、 今後も引き続き、公共下水道の整備とこれへの接続の啓発を進めていく必要があります。

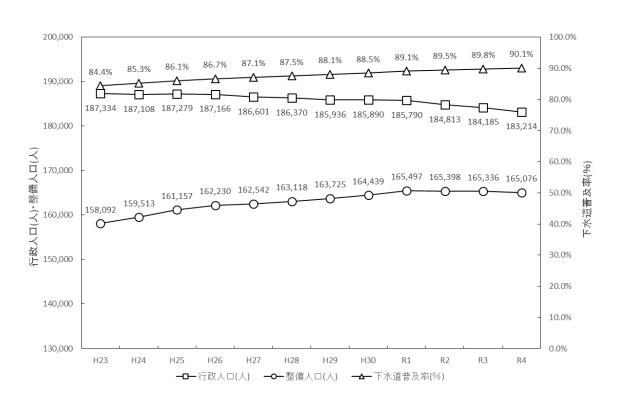


図-7 下水道普及率の推移

※1 下水道普及率:下水道普及率とは、行政人口に、下水道で整備された区域内の人口が占める割合です。

下水道普及率=整備人口÷行政人口

※2 下水道水洗化率:下水道水洗化率とは、下水道で処理可能な区域内の人口に、下水道に接続する人口が占める割合です。

下水道水洗化率=下水道水洗化人口÷下水道処理人口

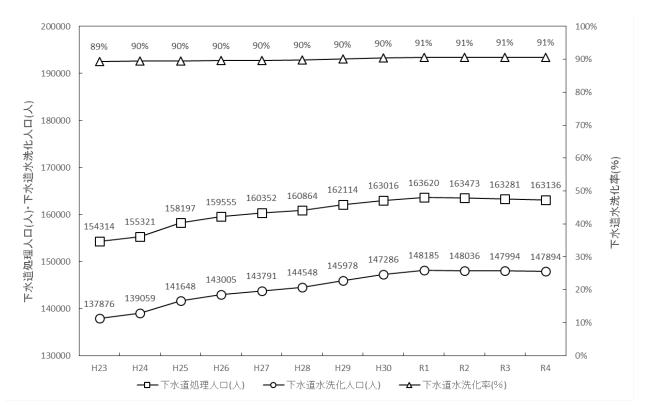


図-8 下水道水洗化率の推移

④ 合併処理浄化槽の設置状況

本市では、生活排水の処理は公共下水道による処理を基本としていますが、公共下水道計画区域外や計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽の普及を推進しており、市街化区域及び市街化調整区域を併せた市域全体に設置されている合併処理浄化槽は令和4年度末で2,173基であります。(図-9)

また、平成4年度より小型合併処理浄化槽の設置補助を、平成27年度より公共浄化槽等整備推進事業を行っており、合併処理浄化槽の普及を推進しています。令和4年度の設置補助基数は5基、公共浄化槽の整備基数は1基でした。

この合併処理浄化槽の普及が、BOD汚濁負荷量の削減に少なからず寄与していることから、今後も引き続き、公共下水道計画区域外や計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域における合併処理浄化槽の普及の推進が必要であります。

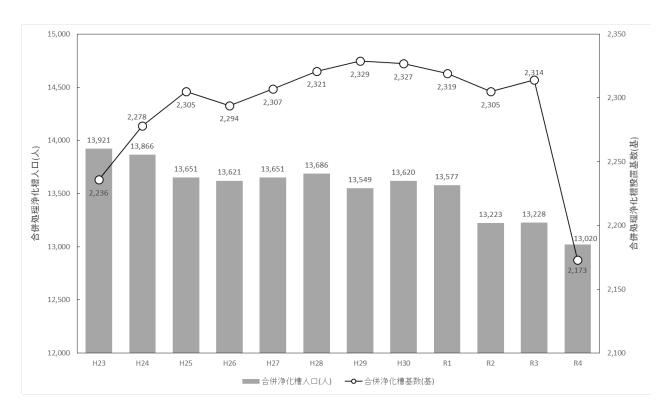


図-9 合併処理浄化槽設置基数の推移

⑤ 生活排水対策にかかる啓発活動

生活排水対策には公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及とともに、地域における実践活動の取り組みを広く推進することが必要です。

このため、市民全員が主体的に生活排水対策の活動に取り組めるよう、啓発・普及活動を行っています。

啓発の基本方針として、生活排水対策に関する正しい知識の普及と水質浄化に対する意識 の高揚があげられます。

(1) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業(合併処理浄化槽維持管理費補助は平成30年度で終了)による合併処理浄化槽の普及促進を図る。

(2) 広報·啓発

広報いずみ・市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前 街頭啓発などの啓発活動、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施および 啓発用品・パンフレット等の配布を行う。

(3) 生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行う。令和4年度から6年度の2年間は、16名の指導員を委嘱している。

(4) 生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のPRや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進する。

(5) 水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発している。

令和4年度は、7月に一般市民50名の参加を得て、父鬼川(大野町地内)の川原にて 実施し、きれいな水域にすむ指標生物のサワガニやヘビトンボ類などの水生生物が観察 された。

3. 今後の取組

河川など公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策として"汚れた水をきれいにする"生活排水処理施設の整備を推進し、あわせて、"汚れた水の発生を少なくする"家庭での生活排水対策に関する実践活動及び啓発事業を積極的に推進していくことが重要です。

① 公共下水道の整備と水洗化促進

河川など公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、整備済み地域における公共下水道への水洗化促進の啓発を進めていきます。特に、下水道公示後の一般家庭などには、工事費の融資斡旋制度や工事指定業者の紹介など、個別訪問による啓発を進めていきます。

② 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

生活排水の処理は公共下水道による処理を基本としているが、公共下水道計画区域外や 計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽の普及促 進により生活排水処理を進めます。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等に対し、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を引き続き周知していきます。

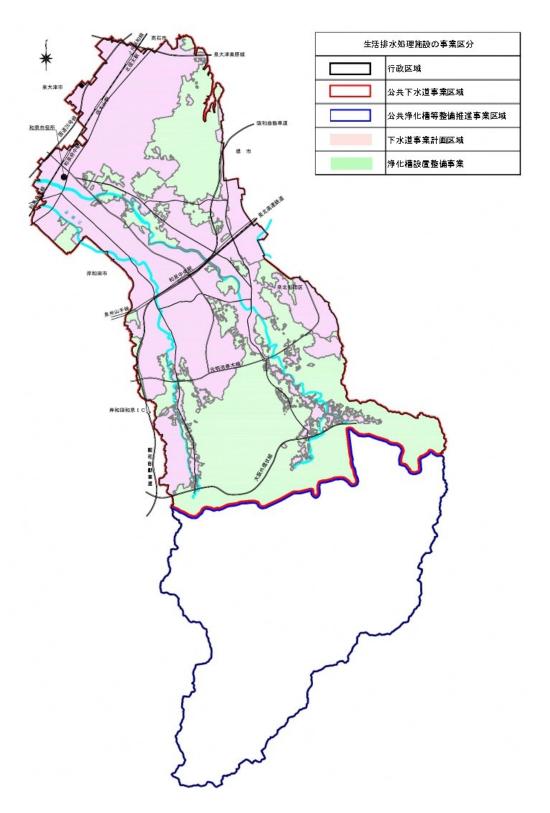
さらに、生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している一般家庭 等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

よって、上述の合併処理浄化槽の普及促進を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業及 び公共浄化槽等整備推進事業(合併処理浄化槽維持管理費補助は平成30年度で終了)を 実施していきます。

③ 生活排水対策基本構想による生活排水処理施設の整備

公共下水道全体計画において、既計画決定区域(市街化区域)における下水道整備率が約9割に達していることから、一層の下水道整備を推進するため、既存集落を中心とした市街化調整区域へ下水道排水区域拡大を行い、市街化調整区域についても順次、下水道整備を行います。

また、公共下水道計画区域外の生活排水処理については、市が主体となり合併処理浄化槽の整備及び管理を行う公共浄化槽等整備推進事業により合併処理浄化槽への転換を推進していきます。(図-10)



和泉市生活排水対策 基本構想図

(図-10)

④ 生活排水対策にかかる啓発の推進

"いずみ"の名にふさわしい水辺環境を取り戻すために、啓発活動は生活排水対策にとって重要なものであり、例えば合併処理浄化槽を設置した家庭でも、その後の管理が適正におこなわれなければ放流水質に悪影響を与え、またその他の施設でも、家庭での心がけにより処理施設への負担が少なくなるなど、施設整備後にも啓発活動は必要であり、まして処理施設が未整備の地域では、啓発活動が水質改善に大きな効果をもたらすものと考えられます。

特に、公共下水道の整備が、当分の間見込めない地域に対して、生活排水対策を推進するには、地域住民の生活排水対策に対する意識啓発を中心とした、家庭での台所対策等による汚濁負荷量の削減を図っていく必要があります。

そのひとつとして、地域における生活排水対策を推進する生活排水対策指導員の設置・ 育成を行い、その啓発活動をより効果的、実践的に実施していくことが重要であります。

■台所対策

- ・食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲みきれる分だけを注ぎ、残り物を流さない ようにする。
- ・油は使いきる工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、古新聞などにしみこませて、 燃えるゴミとして捨てる。
- ・調理くずや食べ残しを流さないように水切り袋などを使う。燃えるごみとして捨てる。
- ・食器や鍋の汚れは、紙などでふき取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ・米のとぎ汁は植木の水やりに利用する。(養分を含んでいるので、よい肥料になる。)
- ・食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を使う。

■トイレ・お風呂・洗濯時の対策

- ・トイレは使用後にこまめに掃除する。(洗剤を使って掃除する回数が少なくてすむ。)
- ・入浴や洗濯の際は、石けん・洗剤・シャンプー・リンスなどは適量を使う。(たくさん使っても洗浄力が高まるわけではない。)
- ・髪の毛などが流れてしまわないように、お風呂の排水口に目の細かいネットを張る。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に利用する。(温水なので汚れ落ちがよくなる。衛生上、すすぎは水道水で。)

■その他

- ・身近な水路や側溝などの清掃を行う。
- ・浄化槽を設置している方は、適切な維持管理を行う。

4. 推進計画の目標等

2次計画策定時の目標年度は、表-6のとおり、中間目標年度が平成29年度で、計画目標年度が平成36年度としていました。

今回の見直しを行うにあたり、令和4年度の実績を表-7に示しています。令和4年度 実績は87.8%となっております。目標の達成に向け、今後も引き続き生活排水処理率の向 上に向けた取組みを推進していきます。

目標年度、目標数値は、令和3年3月に策定された第5次一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、表-7のとおり88.8%としています。

表-6 計画目標年度

	計画策定年度	中間目標年度	計画目標
1 次計画(平成 8~17 年度)	平成7年度	平成 12 年度	平成 17 年度
1 次計画〈中間見直し版〉(平成 14~23 年度)	平成 13 年度	-	平成 23 年度
2 次計画(平成 24~36 年度)	平成 23 年度	平成 29 年度	平成 36 年度
2次計画〈中間見直し版〉(平成30~36年度)	平成 30 年度	-	平成 36 年度
2次計画〈中間見直し版一部改訂〉(令和5年~7年度)	令和5年度	_	令和7年度

表-7 生活排水処理形態別人口の将来目標

(1) 生活排水の処理の目標

年度 区分	計画策定年度 ^{※2} (平成 22 年度)	現在 令和4年度実績	計画目標年度 ^{※3} (令和7年度)	
生活排水処理率※1	80.0%	87. 8%	88.8%	
(2) 人口の内訳			(単位:人)	
1. 行政区域内人口	186, 953	183, 214	184, 700	
2. 計画処理区域内人口	186, 953	183, 214	184, 700	
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	149, 531	160, 914	163, 952	
(3) 生活排水の処理形態別人	口内訳		(単位:人)	
1. 計画処理区域内人口	186, 953	183, 214	184, 700	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	149, 531	160, 914	163, 952	
①下水道	136, 012	147, 894	152, 460	
②合併処理浄化槽	13, 519	13, 020	11, 492	
③農業集落排水施設	0	0	0	
④コミュニティ・プラント	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	21, 599	14, 533	12, 883	
〈単独処理浄化槽〉				
4. 非水洗化人口	15, 823	7, 767	7, 865	

※1 生活排水処理率:水洗化·生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※2 第3次一般廃棄物処理基本計画より ※3 第5次一般廃棄物処理基本計画より

① 生活排水対策の基本方針

生活排水の対策として、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を推進し適正な処理を 行い、あわせて生活排水対策の両輪として啓発活動を積極的に推進していくこととします。

目標1 汚れた水をきれいにする

公共下水道の整備とこれへの接続の啓発、地域に応じた合併処理浄化槽の普及促進を基本 として計画的に事業を推進していく。

目標2 汚れた水の発生を少なくする

発生源である家庭での汚れを減少させるために地域住民の理解と協力のもとに、計画的に その意識を高める啓発活動・実践活動を実施していく。

また、これらの目標に沿った生活排水対策推進施策の体系化したものを示します。 ($\bigcirc -11$)

② 目標水質

河川の目標水質については、清流をとりもどすことを目標に掲げ、数値目標としては環境 基準を維持するものとします。

- 清流を蘇らせ、多くの魚や昆虫が生息する河川
- 水質の改善

槇尾川、松尾川:BOD 3 mg/L以下(B類型※1)

父鬼川 : BOD 2 mg/L 以下 (A類型*1)

○ 親しみのおける水辺環境づくり

※1類型:大阪府において、水質汚濁に係る環境基準のうち、BOD等水質項目について、河川水域の利水目的に応じて6つの類型(AA、A、B、C、D、E)に区分し、類型ごとに水質の基準値(目標値)を定めています。

詳細については、4ページ(注4)を参照願います。

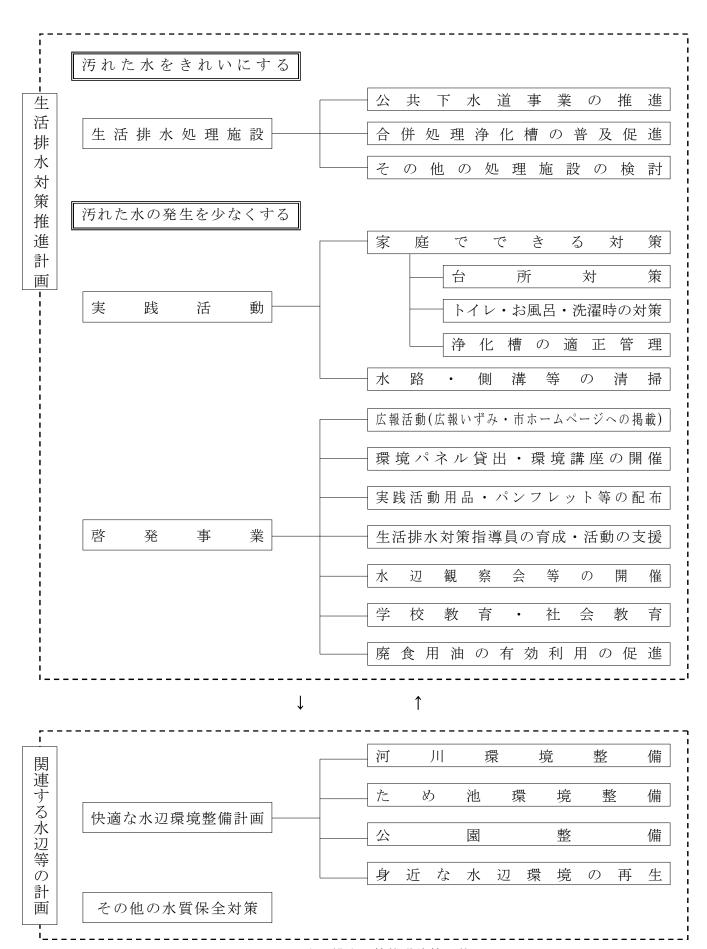


図-11 生活排水対策推進施策の体系

和泉市生活排水対策推進協議会規則

平成24年7月11日 規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市生活排水対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

- 第2条 協議会の担任事務は、次のとおりとする。
- (1) 生活排水対策推進計画の策定に関すること。
- (2) 生活排水対策の普及啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか生活排水対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 河川管理者
- (3) 光明池土地改良区の代表者
- (4) いずみの農業協同組合の代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 和泉保健所の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その 他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

- 第7条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活排水対策担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月31日一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月22日一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月26日一部改正)

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市生活排水対策推進協議会委員名簿

役名	団体・機関役職名	氏 名
会 長	大阪工業大学 工学部准教授	藤森 啓一
副会長	和泉市町会連合会 会長	澤村 直幸
委 員	和泉市町会連合会 副会長	森 茂樹
委 員	元和泉市生活排水対策指導員代表	前田 幸子
委 員	いずみの農業協同組合 営農経済部長	池田清宏
委 員	大阪府和泉保健所 衛生課長	穴瀬 雅美
委員	光明池土地改良区 事務局長	中野 尚則

(任期:令和6年3月14日~令和8年3月13日)